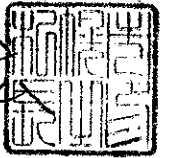


札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年10月3日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第43号

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準
等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する
条例施行規則（平成26年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、同項本文」を「同項本文」に改め、「減じた員数」の次に「を、
同条第1項各号に定める員数に加えた員数」を加え、同条の表中「1箇所」を
「1か所」に、「2箇所」を「2か所」に、「3箇所」を「3か所」に改め、
同条に次の1項を加える。

2 条例第3条第4項の規定により複数の地域包括支援センターを一の地域包
括支援センターとみなして同条第5項の規定により読み替えて適用する場合
における同条第3項ただし書の規則で定める員数は、当該複数の地域包括支
援センターが担当するそれぞれの区域内に設置された前項の表の左欄に掲げ
るそれぞれの地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関の数に応じ、
それぞれ同表の右欄に掲げる員数を合計した員数を同条第5項の規定により
読み替えて適用する場合における同条第3項本文の規定により増員する員数
から減じた員数を、同条第1項各号に定める員数に加えた員数とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。